




# まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

## <今月のことば>

Do it now (今すぐにやれ) 



## <「お陰さま」 by 高橋一雄 >

### 第180話 私の履歴書(33)

2年生以上は土・日上陸が許可される。3年生になると泊まりも出来る。4年生になると水曜日にも上陸が出来る。1年生は、5月の連休が終わるまで上陸が許可されない。上陸とは外出のことである。

土・日の夜になると、上陸が出来ない1年生のために、同県人の2、3年生の先輩がお土産を持って来てくれる。川辺の焼きそばや、紅来軒の豚天・カレーチャーハンが定番だった。いい匂いがする。この時ばかりは、先輩がいい人に見える。

ところが、私のところにはお土産を持って来てくれる同県人の先輩はいなかった。同期がお土産を美味しそうに食べているのを、毎週羨ましく眺めていた。福島県出身の先輩はいないのかと思っていた。

5月の連休が終わって、いよいよ1年生にも上陸が許可される。初めてのの上陸は、教官たちに引率をされて呉の街に行った。2回目から本当の上陸である。1年生の上陸日に合わせて、先輩たちが県人会を開くのが恒例となっていた。私には関係がないと思っていたら、県人会を開くと連絡があった。先輩がいた！

指定された時間に、指定された場所に行くと、3人の先輩が待っていた。その中に隊甲板がいた。隊甲板とは掃除係りの親分である。4年生の中で最も関わりたくない人だ。鬼の隊甲板は福島県人だった。

平成30年12月

\*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

## ～・～・～ 12月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 小川さん

入金トップ 小川さん

社長より報奨金が贈られます。



### <トップ賞>

月間MVP 清水さん

ポイント賞 小山さん

社長より報奨金が贈られます



### <早朝勉強会> (自由参加)

6日,12日,18日,27日の8:45～

9:30に早朝勉強会が開催されました。

テーマは「測量作業手順の解説」でした。

### <大掃除及び納会>

12月28日10:00～大掃除

18:30～納会 「かねまん」にて

楽しく、一年締めくくりました！

### <今月のお誕生日>

12日 佐藤さん

～素敵なプレゼントが贈られます～

### <相続寺子屋区民講座>

「もめないための相続基礎知識」

第11回「相続対策」

日時：12月4日(火)10:00～12:00

講師：高橋一雄

会場：みどりコミュニティセンター(2階会議室)

住所：墨田区緑3-7-3



### <高橋さん講師のご案内>

NPO法人相続アドバイザー協議会様主催

「第45期 相続アドバイザー養成講座」

講義テーマ：相続と測量

日時：1月26日(土)10:00～12:10

会場：【大阪】AP大阪梅田東

日本生命梅田ビル5階



## <今月の社員>佐藤さん



近頃というか、天皇陛下が生前退位を  
発表されてから「平成最後の〇〇」とい  
う言葉をたくさん聞くようになった。

「平成最後の〇〇」とは、2018年  
5月1日～2019年4月30日までに  
起こる季節やイベントのことらしい。

例えば「平成最後の夏」「平成最後のクリ  
スマス」とか。まだまだ「平成最後の〇  
〇」はやってくる。平成という元号が終  
了し、新元号が発表される。改元を予告  
されるのは、恐らく誰も経験のないこと  
だと思う。

昭和から平成に変わった時のことを思  
い出してみました。会社員だった（年齢  
がバレる(-\_-;)）ので、朝から会社に行き  
ました。会社で天皇陛下が崩御されたの  
を知ったように記憶しています。仕事は  
通常通りで、さすがに残業はなかったか  
な。帰りの電車から見た街の暗さが印象  
に残っています。銀座が暗かった！あの  
頃もそろそろ昭和最後の・・・感があっ  
たのでしょうか・・・

「平成最後の〇〇」

過ぎ去っていても、また訪れるものに  
区切りをつける、なかなかできること  
ではないかな。〇〇を考え、新たな発見を  
し、何かを生み出せる機会にしていきた  
いと思います。

「本当に平成最後の日」どこで、誰と、  
何をする予定ですか。決まっていますか。  
素敵な一日となりますように。

## <編集者より>

あっという間に12月！クリスマス  
を過ぎるとスーパーには、お正月食材が  
並び、気づけばお正月（汗）。

今年も1年ありがとうございました。

## ～・～・～ 1月の予定 ～・～・～

### <初詣及び特別社内研修>

4日（金）8：45～ 初詣

11：00～ 交通安全講習

午後より通常業務となります。

### <社長と面接>（希望者のみ）

10日、17日、24日、31日（毎週木曜日）

18：15～18：45です。

### <現場打合せ>（グループ長以上参加）

7日、14日、21日、28日（毎週月曜日）

18：00～です。



### <早朝勉強会>

10日、16日、22日、30日

午前8：45～です。テーマは「測量作業手順の  
解説」です。

2月は8日、13日、19日、28日

午前8：45～の予定です。



### <社長と飲み会>（自由参加）

1月12日18時30分～となります。

2月は9日（土）となります。



### <特別社内研修>（全員強制参加）

1月12日（土）9：30～社内研修

13：00～大掃除

2月の特別社内研修は9日（土）の予定です。

### <相続寺子屋東京のご案内>

第131回 相続法改正緊急勉強会！

日時：1月18日（金）18：00～22：00

講師：松村真理先生（弁護士）

会場：すみだ産業会館 会議室2

<http://www.sokuryousha.co.jp/terakoya.htm>



### <相続寺子屋区民講座のご案内>

「もめないための相続基礎知識」

講師：高橋一雄

会場：みどりコミュニティセンター（2階会議室）

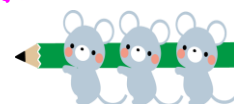
住所：墨田区緑3-7-3

①第12回「相続法改正」

日時：1月8日（火）10：00～12：00

②第13回「相続人と相続分（その1）」

日時：2月5日（火）10：00～12：00



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

## <不動産登記Q&A> Vol.122

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）  
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 表示に関する登記の申請方法には、

どのような方法がありますか？

A 表示に関する登記の申請には、電子情報処理組織を使用した申請方法（オンライン申請）と申請情報を記載した書面を提出する方法があります。なお、書面による申請の場合には、郵送によって申請することもできます。

登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図り、不動産登記制度を高度情報化社会に適応する制度とするため、不動産登記法が前端的に改正され、平成17年3月7日から施行されました。

改正された法第18条では、登記の申請方法として、第1号において電子情報処理組織を使用した申請方法（以下「オンライン申請」という。）を認め、第2号においては申請情報を記載して、書面を提出する方法をみとめています。

両者は、登記の申請方法が異なるだけで、優劣の関係にはなく、表示に関する登記をも含め、すべての登記申請に適用されることとなります。



オンライン申請とは、登記所の使用するコンピュータと申請人、又はその代理人の使用するコンピュータをインターネットで接続し、申請情報及び添付情報を登記所に送信して登記申請をする方法です。いわゆる「電子申請」ともいわれているものです。この、オンライン申請は、オンライン庁（法務大臣がオンライン申請をできると指定した法務局）のみにおいて、申請をすることができます。

書面により表示に関する登記を申請する方法は、申請情報を記載した書面（申請書）に、添付情報を記載した書面を添付し、当該不動産を管轄する登記所に出頭して提出するか。又は郵送する方法により提出することになります。

なお、郵送により登記の申請を行う場合には、原則として書留郵便で送付することになります。

